

平成18年2月定例県議会付議案

議案第 1号 平成18年度鳥取県一般会計予算

議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

議案第 3号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算

議案第 4号 同 鳥取県公債管理特別会計予算

議案第 5号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

議案第 8号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算

議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算

議案第14号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

議案第15号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算

議案第16号 同 鳥取県営電気事業会計予算

議案第17号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算

議案第18号 同 鳥取県営埋立事業会計予算

議案第19号 同 鳥取県営病院事業会計予算

議案第20号 平成17年度鳥取県一般会計補正予算

議案第21号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

議案第22号 同 鳥取県収入証紙特別会計補正予算

議案第23号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第24号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

議案第25号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

議案第26号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計補正予算

議案第27号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算

議案第28号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第31号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第32号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第33号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第34号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第35号 鳥取県公債管理特別会計条例の設定について（財政課）

特別会計で元利償還、借換債の発行等を行い、一般会計と区分けして経理することにより、各年度の一般会計における実質的な歳入歳出規模及び公債費負担の明確化を図るため、平成18年度から「鳥取県公債管理特別会計」を設置しようとするものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第36号 鳥取県市町村交付金条例の設定について（財政課）→（地域自立戦略課）

これまで市町村に対して交付していた単県補助金のうち、本来、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業に対する補助金を交付金化しようとするものである。
また、併せて関連する条例の一部改正及び廃止を行うものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第37号 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例の設定について

（人権推進課）

鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例について、人権条例に関する懇談会における意見等を踏まえ、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講じる必要があるため、当該条例及び関係条例の施行を、別に条例で定める日までの間、停止しようとするものである。

[公布施行]

議案第38号 鳥取県障害者自立支援法施行条例の設定について（障害福祉課）

障害者自立支援法による新制度の円滑な運用を図るため、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会（委員定数5人）を設置する等同法の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。
また、正当な理由なしに、自立支援給付に関して、県に対する報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者等に、10万円以下の過料を科そうとするものである。

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第39号 鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の設定について（障害福祉課）

児童福祉法の適正な運用を図るため、障害児施設給付費の支給に係る施設受給者証の返還を求められてこれに応じない者等に対し10万円以下の過料を科そうとするものである。

[平成18年10月1日施行]

議案第40号 鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例の設定について（産業開発課）

「知の地域づくり」の一翼を担う知的財産の創造、保護及び活用に関する政策の目標を明らかにするとともに、その目標を達成するための施策及び県職員が行った職務発明等に関し必要な事項を定めることにより、県内産業活動の高付加価値化を促進し、もって本県経済の自立的な発展及び県民生活の向上を図ろうとするものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第41号 鳥取県教育審議会条例の設定について（教育総務課）

教育に関し設置している審議会の機能を整理・統合し、新たに鳥取県教育審議会を設置しようとするものである。

（審議会の概要）・委員定数：30人以内
・委員の任期：2年

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第42号 鳥取県病院局企業職員定数条例の設定について（病院局総務課）

病院局の職員定数については、病院事業管理者が経営上の必要に応じ、責任を持ってその増減を議会に説明できるよう、独立した条例として設定しようとするものである。
また、条例の設定に併せて、経営上必要な定員の増員を行うものである。

（概要）現行 730人 → 改正後 774人（+44人）

[平成18年4月1日施行]

議案第43号 鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について（総務課）

日野郡における諸課題に関する住民の意見を県政に反映させ、もって同郡の地域の発展と住民福祉の向上に資するため、鳥取県日野郡民行政参画推進会議を設置しているところであるが、同会議の目的及び成果並びに日野郡を取り巻く高齢化、過疎化等の進行等の状況等にかんがみ、平成18年7月8日で満了となる条例の適用期間を平成27年度末まで延長しようとするものである。

[公布施行]

議案第44号 職員の定年等に関する条例の一部改正について（職員課）

総合療育センターにおいて新たに重症心身障害児の入所を開始するため、当該重症心身障害児施設における医療業務の専門性等にかんがみ、定年の特例とする機関に同施設を加える等の改正を行うものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第45号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（職員課）

職員を派遣することができる公益法人を変更しようとするものである。
(追加法人) 学校法人放送大学学園、財団法人日本建設情報総合センター

[平成18年4月1日施行]

議案第46号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(福利厚生室)

拘禁されている場合に休業補償を行わない施設及び入所している場合に介護保障を行わない施設について、①刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の制定等並びに②障害者自立支援法の制定等に伴い、施設の名称を変更するものである。

(概要) ①：監獄→刑事施設

②：身体障害者療護施設→障害者支援施設

[刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日 ほか]

議案第47号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（行政経営推進課）

平成18年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行おうとするものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第48号 鳥取県部等設置条例の一部改正について（行政経営推進課）

平成18年度の組織改正等に伴い、部の所掌事務等の改正を行おうとするものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第49号 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について（行政経営推進課）

平成18年度の東部総合事務所及び八頭総合事務所の設置に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第50号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

(税務課)

県税の課税免除の届出及び不均一課税の申請に係る書類の提出期限を適正な時期（3月15日又は法人事業税の申告期限）に改めるとともに、当該課税免除又は不均一課税の適用がある場合における徴収猶予制度を設けようとするものである。

[公布施行]

議案第51号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

平成18年度地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

(概要)

- ・個人の県民税に関する事項：所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、所得割の税率を平成19年4月1日から一律4パーセントに改正。
- ・不動産取得税に関する事項：住宅又は土地の取得に係る不動産取得税の軽減税率の特例期間を平成21年3月31日まで3年間延長。
- ・たばこ税に関する事項：製造たばこについて平成18年7月1日以降1,000本につき969円→1,074円に改正。
- ・県税の収納事務の委託に関する事項：平成18年5月1日から自動車税をコンビニエンスストアでも納税できるように、県税の払込先を追加。

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第52号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

(市町村振興課) → (地域自立戦略課)

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大しようとするものである。

(移譲済事務のうち移譲先市町村の追加)

・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付の申請の受理及び知事への送付等の事務の移譲先に、若桜町を追加。 外2件

(新たに移譲する事務)

・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内における開発行為の許可、農業会議等の事務及び移譲先に伯耆町を追加。

[平成18年4月1日施行]

議案第53号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について (福祉保健課)

総合療育センターにおいて重症心身障害児施設を開設すること、障害者自立支援法が施行され、児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定に基づく短期入所が、障害者自立支援法の規定に基づく短期入所に統合されること等に伴い、所要の改正を行うものである。

また、知的障害者施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に係る給食その他の費用を使用料として徴収するための所要の改正を行うものである。等

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第54号 鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正について (障害福祉課)

障害者自立支援法が施行され、これまで身体障害、知的障害及び精神障害の3障害に分かれていた障害福祉サービスが一元化されることにかんがみ、鳥取県精神保健福祉審議会を廃止(平成18年3月31日)し、障害者施策に関する調査審議等の事務を鳥取県障害者施策推進協議会に一元化するとともに機能の強化を図るため、同協議会の委員の定数の見直し(15人以内→20人以内)等を行うものである。

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第55号 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について(健康対策課)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、精神保健福祉センターの業務の追加等が行われたことに伴い、鳥取県立精神保健福祉センターの業務に障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給認定に関する業務等を追加するものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第56号 消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正について

(県民生活課) → (消費生活センター)

消費者の権利を尊重し、消費者の自立を積極的に支援するための施策を実施するため、基本理念の規定を新設するとともに、事業者等の責務、消費者等の役割、消費者教育の推進等の規定について所要の改正を行うものである。

また、事業者がその商品の性能等について不実のことを告げたか否かを判断する場合において、合理的な根拠を示す責任を当該事業者になおせることとする等、事業者に対する調査について必要な事項を定めようとするものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第57号 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について（公園自然課）

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴い、これまで条例で規定していた制度で法律による制度と重複するもの（動物取扱業の登録制度等）を削除するものである。

また、手数料について、鳥取県手数料徴収条例を一部改正し、根拠規定の整理等を行うものである。

（手数料の概要）・動物取扱責任者研修（1年毎） 1,000円（新設）

・特定動物の飼養保管許可証の再交付 1,800円（新設） 等

[平成18年6月1日施行 ほか]

議案第58号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

公営住宅法の一部が改正され、管理代行制度が設けられたことにかんがみ、現在、市町村に管理委託している県営住宅及びその他比較的小規模な県営住宅について、市町村に管理代行を行ってもらうための所要の改正を行おうとするものである。

また、同法の一部が改正され、既存入居者を公募によらず他の公営住宅に入居させることができる事由が拡大されたこと等にかんがみ、所要の改正を行うものである。

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第59号 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（経済政策課）→（体育保健課）

県立産業体育館の効率的な管理運営を図るため、平成18年度からの指定管理者制度導入に併せて、県立産業体育館の所管を教育委員会に移管しようとするものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第60号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業開発課）→（企業立地課）

県内企業の健全な育成を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、県内企業との競合が生じやすい業種について、条例の対象業種から削除するものである。

（削除になる業種）・道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業

[公布施行]

議案第61号 鳥取県産業技術センター条例の一部改正について（産業技術センター）

表面張力計その他の機器が整備されることに伴い、当該機器を利用して行う分析等の業務に係る手数料の設定及び額の変更を行おうとするものである。

（手数料の概要）・表面張力計による分析 4,530円/件（新設）

・3次元測定機による測定 2,770円 → 2,810円/件

[規則で定める日に施行]

議案第62号 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について（労働雇用課）

受益と負担の公平確保を図るため、短期課程の職業訓練のうち在職者が受講するものについて、受講料を徴収しようとするものである。

（受講料の概要）・1時間につき200円 等

[平成18年4月1日施行]

議案第63号 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について（労働雇用課）

労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争の迅速、適正かつ実効的な解決を図るための労働審判の手續等を定めた労働審判法が施行されることにかんがみ、あっせんを行わないことができる個別労働関係紛争に、同法による労働審判手續の申立てがなされているもの等を追加しようとするものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第64号 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について（生産振興課）

梨に関する総合情報・学習拠点として、県民が集い、学習しやすい環境を整えるため、児童等が利用する場合の使用料を無料とする等使用料の改正を行うものである。

（概要）・児童又は中学校の生徒・・・200円（団体の場合は、160円） → 無料
・高等学校の生徒、学生又は一般人
・・・500円（団体の場合は、400円） → 200円

[公布施行]

議案第65号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部会計課）

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の定員が改められることに伴い、本県警察官の定員を改めようとするものである。

（概要）現行 1,170人 → 改正後 1,180人（+10人）

[平成18年4月1日施行]

議案第66号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部会計課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、都道府県公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営む者から届出書の提出があったときは、その旨を証する書面の交付等を行うこととされたことに伴い、その事務の手数料を新たに徴収しようとするものである。

（概要）・届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
店舗型性風俗特殊営業・・・11,900円/件
無店舗型性風俗特殊営業のうち受付所営業
・・・1件につき3,400円+（8,500円×受付所数） 等

[平成18年5月1日施行]

議案第67号 鳥取県文化財保護条例及び鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正について（文化課）

文化財保護法の一部が改正され、文化財として新たに文化的景観が加えられたことにかんがみ、国が選定する重要文化的景観以外で、県にとってその価値が高いものを鳥取県選定文化的景観として新たに選定するために必要な規定等を設けようとするものである。

また、これに併せ、文化財保護審議会の機能の充実を図るため、同審議会の委員の定数を増員（20人以内→23人以内）しようとするものである。

[公布施行]

議案第68号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

（出納局審査指導室・医務薬事課） → （庶務集中局指導管理室・医務薬事課）

○看護職員修学資金の改正

介護保険法の一部が改正され、要支援者を対象として訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護等を行う介護予防サービスが新設されたことに伴い、介護予防サービスのうち訪問看護を行う事業所を債務を免除することができる施設に追加するものである。

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第69号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（出納局審査指導室）→（庶務集中局指導管理室）

受益と負担の公平確保を図るため、電子情報処理組織を使用して高圧ガス製造保安責任者試験等の受験願書を提出する場合の手数料の額を定めるほか、通訳案内士の登録等の事務に係る手数料の額を定める等の改正を行おうとするものである。

- ①高圧ガス保安法の一部が改正され、電子情報処理組織を使用して高圧ガス製造保安責任者試験等の受験願書を提出することができることとされたことに伴い、当該提出に係る手数料等の額を定める。（消防課）
 - ・電子情報処理組織を使用して当該試験の受験願書を提出する場合の手数料
乙種化学責任者免状に係るもの：9,500円/件 等
- ②旅券法の一部が改正され、紛失等した旅券の再発給に係る事務が廃止されることに伴い、当該事務に係る手数料を廃止する。（国際課）→（交流推進課）
- ③通訳案内業法の一部が改正され、通訳案内業に係る事業免許制から通訳案内士に係る有資格者登録制に改められたことに伴い、通訳案内士の登録に係る手数料等の額を定める。（観光課）
 - ・通訳案内業の免許：5,100円/件 → 通訳案内士の登録：5,100円/件
- ④介護保険法の一部が改正され、都道府県は、介護サービス事業者が知事に報告する介護サービス情報の確認調査及びその公表を行うこととされたこと等に伴い、その事務に係る手数料等の額を定める。（長寿社会課）
 - ・介護サービス情報の確認調査手数料：45,000円/件 等
- ⑤農林水産物の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部が改正され、登録認定機関の登録制度の見直し等が行われ、農林水産大臣の代行機関から同大臣が登録する第三者機関とされることに伴い、所要の規定の整備を行う。（農政課）

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第70号 鳥取県原子爆弾被爆者介護保険利用者負担額助成条例の廃止について（福祉保健課）

原子爆弾被爆者の介護保険サービスの利用に対して県独自に助成を行うため、平成12年に条例を制定したが、平成13年度に県独自の助成の一部、平成17年10月にその全部が国庫補助の対象となったことにより、県独自の助成条例としての意義がなくなったため、廃止するものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第71号 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例の廃止について（空港港湾課）

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を設定し、平成18年4月1日から鳥取港ポートパークの管理を指定管理者に行っていたこととしていたところであるが、指定管理者への応募者がいなかったため、県が直営で管理することとし、当一部改正条例を廃止しようとするものである。

[公布施行]

議案第72号 工事請負契約（奥日野広域農道（仮称）豊栄トンネル工事（広域））の締結について（道路建設課）

工 事 名：奥日野広域農道（仮称）豊栄トンネル工事（広域）
工 事 場 所：日野郡日南町豊栄
契約の相手方：奥日野広域農道（仮称）豊栄トンネル工事（広域）竹中土木・今田組特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：800,100,000円
工事完成期限：平成19年9月28日

議案第73号 財産を無償で貸し付けること（(元)皆生温泉公園)について（管財課）

貸付先：特定非営利活動法人皆生ライフセービングクラブ
貸付財産：普通財産

所在地	数量	摘要
米子市皆生温泉三丁目1814番2の一部	土地 100㎡	(元)皆生温泉公園の一部

貸付期間：平成18年4月1日から5年以内

無償貸付理由：特定非営利活動法人皆生ライフセービングクラブは、事故防止のための海岸等の監視や指導・救助活動、水の安全に関する普及活動など公共的な活動を積極的に行っており、その資材保管場所（救助用大型ゴムボート等）として無償貸し付けするものである。

議案第74号 財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について（教育環境課）

貸付先：米子市
貸付財産：普通財産

所在地	数量	摘要
米子市新開一丁目1400番地16号	土地 241㎡	皆生養護学校敷地

貸付期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日

無償貸付理由：現在も米子市が市道として使用しており、引き続き無償貸し付けするものである。

議案第75号 財産を無償で貸し付けること（鳥取大学附属小・中学校整備事業用地）について（教育環境課）

貸付先：鳥取市
貸付財産：普通財産

所在地	数量	摘要
鳥取市湖山町南四丁目201番地2号外12筆	土地 6,126.95㎡	鳥取大学附属小・中学校整備事業用地

貸付期間：平成18年4月1日から平成23年3月31日

無償貸付理由：現在も鳥取市が市道として使用しており、引き続き無償貸し付けするものである。

議案第76号 財産を無償で貸し付けること（育成放牧事業用地）についての議決の一部変更について（畜産課）

財団法人鳥取県畜産振興協会に対して財産の無償貸付を行っているもののうち、県が運転免許試験場用地として整備する方針である東伯郡湯梨浜町に係る土地を貸し付け対象から除外するものである。

所在地：東伯郡湯梨浜町大字下浅津74番1ほか45筆
除外面積：40,275.30㎡

議案第77号 ベリーズ船籍貨物船重油流出事故災害の補償の和解について（防災危機管理課）

和解の相手方：船舶所有者 マーシャル諸島共和国 アジュールテイク島内 企業
保険会社 中華人民共和国大連市内 企業

和解の要旨：和解の相手方の県に対する補償金額は金10,670,032円とする。和解の相手方は和解が成立した日から2月以内に県に補償金を支払う。

事件の概要：平成14年3月31日、島根県隠岐諸島において漁船第三更賜丸と衝突し沈没した貨物船アイガー号から重油が流出する事故が発生した。

議案第78号 工事代金の未払いに係る和解について（道路企画課）

和解の相手方：八頭郡智頭町内 企業

和解の要旨：県は、金22,530,900円を和解の相手方に支払う。

事件の概要：平成16年の台風21号及び23号に起因する豪雨のため、同年10月に発生した八頭郡智頭町大呂地区の道路災害に係る災害復旧工事及び維持修繕工事について当初契約後平成17年3月に変更契約を締結したが、変更契約に県が依頼した工事内容の一部が盛り込まれておらず代金の未払いが判明した。

議案第79号 道路の修補に伴う損害の賠償に係る和解について（道路建設課）

和解の相手方：甲 岡山県岡山市内 企業
乙 倉吉市内 企業

和解の要旨：甲と乙は、損害の賠償金として修補工事の請負代金額 1,659,000円の2分の1ずつの額をそれぞれ県に支払う。

事故の概要：甲が納入した成果物のうち設計図面の表示に不備があること、及びそれに基づき乙が施工した工事に計画幅員が確保されていない区間があることが判明し、甲には設計図面の作成及び照査において、乙には事前照査及び施工管理において、それぞれ注意義務を怠った過失が認められた。

議案第80号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立みなとさかい交流館）について（空港港湾課）

みなとさかい交流館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

指定管理者となる団体：境港管理組合

指定の期間：平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

議案第81号 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び

全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について（財政課）

全国自治宝くじ事務協議会に新たに「堺市」を加えることに伴い、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第82号 一級河川の指定、指定の変更又は廃止に関し意見を述べることについて（河川課）

国土交通大臣が、新袋川を新たに指定し、旧袋川を袋川へ名称変更することについて、異議のない旨の意見を述べるため、河川法第4条第4項及び第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第83号 包括外部監査契約の締結について（行政監察室）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約の始期：平成18年4月1日

契約金額：15,000,000円を上限として、執務費用及び実費を勘案して算定する額

契約の相手方：植田 昭 公認会計士

議案第84号 専決処分の承認について

(1) 公文書開示決定取消請求事件に係る訴えの提起について (平成18年2月10日専決) (総務課)

平成17年(行ウ)第5号公文書開示決定取消請求事件につき、平成18年2月7日言渡しのあった鳥取地方裁判所の判決を不服として控訴するために行った専決処分について、承認を求めるものである。

議案第85号 職員の給与に関する条例等の一部改正について (職員課)

人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、給与水準の引下げ(行政職平均4.8%)、給与カーブのフラット化及び勤務実績の給与へのより一層の反映等を内容とする給与構造改革を実施するとともに、給料の調整額、産業教育手当及び農林漁業改良普及手当の廃止など社会経済情勢の変化に対応した諸手当等の見直しを行うものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第86号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (職員課)

人事委員会の職員の給与に関する報告を踏まえ、職員の勤務実態を適切に考慮したものとなるよう職員の特殊勤務手当の種類、額等について改正するものである。

[平成18年4月1日施行 ほか]

議案第87号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について (職員課)

給与水準の引下げを伴う給与構造改革の実施に対応するとともに、在職期間中の貢献度をより的確に反映できる退職手当制度とするため、勤続期間に応じた支給率カーブのフラット化、在職期間中の職責に応じた加算措置の新設等を行うものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第88号 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について (職員課)

県財政の再建のため特例として実施している職員給与のカット措置について、給与構造改革の実施及び本県独自の給与制度見直しの実施に係る財政的効果の状況を踏まえ、知事等を除く職員のカット率をそれぞれ1%引き下げるものである。

[平成18年4月1日施行]

議案第89号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (警察本部会計課)

警察職員の業務の特殊性及び従事実績に応じた支給を行うため、特殊勤務手当の種類、支給対象業務並びに手当ごとの支給額及び支給方法を見直そうとするものである。

[平成18年4月1日施行]

報 告 事 項

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(平成18年2月1日専決) (子ども家庭課)

児童福祉法の一部改正に伴い、条例中引用している条項について所要の規定の整備を行おうとするものである。

[平成18年10月1日施行]

(2) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について (平成18年2月1日専決)

(出納局審査指導室、国際課) → (庶務集中局指導管理室・交流推進課)

旅券法の一部改正に伴い、条例中引用している条項について所要の規定の整備を行おうとするものである。

[平成18年3月20日施行]

(3) 鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正について (平成18年2月2日専決) (文化課)

文化財保護法の一部改正に伴い、条例中引用している条項について所要の規定の整備を行おうとするものである。

[公布施行]

(4) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について (平成18年2月3日専決)

(公園自然課)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している条項について所要の規定の整備を行おうとするものである。

[平成18年6月1日施行]

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成18年2月3日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：米子市内 個人

和解の要旨：県は、人的損害に対する損害賠償金 75,502円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成15年12月23日、警察本部刑事部暴力団対策課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、ホテル駐車場から右折進入しようとしたところ、右方から停止車両の右側を直進してきた和解の相手方が運転する原動機付自転車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

(平成18年2月3日専決) (警察本部会計課)

児童福祉法の一部改正に伴い、条例中引用している条項について所要の規定の整備を行おうとするものである。

[平成18年10月1日施行]

(7) 鳥取県地域衛星通信ネットワーク整備工事(第3期・市町村)の締結についての議決の

一部変更について(平成18年2月7日専決) (防災危機管理課)

受信端末機器の増設等により、工事費が増額になることに伴い請負代金の変更を行う。
契約金額：1,044,750,000円 → 1,049,145,300円 (4,395,300円の増)

(8) 工事請負契約(県立鹿野かちみ園改築工事(第二期建築))の締結についての議決の

一部変更について(平成18年2月10日専決) (障害福祉課)

多目的ホールの高窓ガラスを遮光ガラスに変更すること等により、工事費が増額になることに伴い請負代金の変更を行う。
契約金額：490,651,350円 → 491,948,100円 (1,296,750円の増)

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年2月10日専決) (労働雇用課)

和解の相手方：甲 鳥取市内 個人
乙 鳥取市内 個人
和解の要旨：県は、損害賠償金 147,600円を和解の相手方甲に支払う。
事故の概要：平成17年12月6日、倉吉高等技術専門校の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点に進入しようとしたところ、左方道路から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

(10) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求に係る訴えの提起について(平成18年2月 日専決)

(高等学校課)

相手方：伯耆町内 個人
訴えの内容：鳥取県育英奨学資金貸付金の返済、延滞金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

報告第 2号 長期継続契約の締結状況について(出納局審査指導室)

件数 22件